



阪神水道企業団公報

令和5年5月15日(月)
第371号

毎月15日発行

目 次

◇告 示◇

- 阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の失職
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の失職
- 阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の失職
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の失職
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の補欠選挙

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第4号

下記の者は、神戸市会議員の任期満了により、令和5年4月29日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

令和5年4月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

今井まさこ 黒田武志 上畠寛弘
吉田健吾 堂下豊史 池田りんたろう
坊やすなが 吉田謙治

阪神水道企業団告示第5号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和5年4月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

-
- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和5年4月30日から
令和5年5月29日まで |
| 1 選挙する議員数 | 8名 |
| 1 選挙する市 | 神戸市 |
-

阪神水道企業団告示第6号

下記の者は、宝塚市議会議員の任期満了により、令和5年4月29日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

令和5年4月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

江原和明

阪神水道企業団告示第7号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和5年4月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和5年4月30日から
令和5年6月30日まで |
| 1 選挙する議員数 | 1名 |
| 1 選挙する市 | 宝塚市 |
-

阪神水道企業団告示第8号

下記の者は、西宮市議会議員の任期満了により、令和5年4月30日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

令和5年5月1日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

大石伸雄
大川原成彦

阪神水道企業団告示第9号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記の

とおりに行う。

令和5年5月1日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和5年5月1日から
令和5年5月30日まで |
| 1 選挙する議員数 | 2名 |
| 1 選挙する市 | 西宮市 |

阪神水道企業団告示第10号

下記の者は、芦屋市議会議員の任期満了により、令和5年4月30日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

令和5年5月1日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

帰山和也

阪神水道企業団告示第11号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和5年5月1日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和5年5月1日から
令和5年5月30日まで |
| 1 選挙する議員数 | 1名 |
| 1 選挙する市 | 芦屋市 |